

事業群評価調書(平成30年度実施)

基 本 戦 略 名	3 互いに支えあい見守る社会をつくる	事業群主管所属	教育庁特別支援教育課
施 策 名	(3) きめ細かな対応が必要な子どもと親への支援	課 (室) 長 名	池田 孝之
事 業 群 名	⑦ インクルーシブ教育システム※の構築に向けた特別支援教育の推進	事業群関係課(室)	

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文)							(取組項目)			
障害のある子どもたちが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加するために必要な力を培うため、一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズなどに応じた、きめ細かな教育を推進します。							i) 特別支援学校の適正配置及び障害の重度・重複化を踏まえた対応 ii) 特別支援学校キャリア検定の実施等、自立や社会参加を目指したキャリア教育等の充実 iii) 乳幼児期から高校卒業までの継続的な支援体制の整備 iv) 各種研修の実施及び相談支援体制の充実等、特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上			
※インクルーシブ教育システム…共生社会の形成に向け、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組み										
事業群	指 標		基準年	H28	H29	H30	H31	H32	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
	公立の幼・小・中・高等学校における個別の教育支援計画の作成率	目標値①		84%	87%	90%	90%以上を維持	90%以上を維持	90%以上を維持(H32)	全校種とも昨年度に比べて作成率は上昇したが、高等学校の作成率は他校種に比べると依然として低い状況にある。個別の教育支援計画の作成には、保護者及び教員の理解と、教員が児童生徒の実態を把握する力が必要であるが、両者ともまだ十分でないことが要因として考えられる。
		実績値②	79.7% (H26)	83.0%	84.7%				進捗状況	
		②/①		98%	97%				やや遅れ	

2. 29年度取組実績(H30新規・補正は参考記載)

事業 番号	取組 項目	事務事業名	事業 期間	事業費（単位:千円）			事 業 概 要		指標(上段:活動指標、下段:成果指標)					29年度事業の成果等	中核 事業
				H28実績	うち 一般財源	人件費 (参考)	事業対象	29年度事業の実施状況 (30年度新規・補正事業は事業内容)	指標	主な目標	H28目標	H28実績	達成率		
				H29実績							H29目標	H29実績			
		所管課(室)名		H30計画							H30目標				
1	取組 項目 i	障害のある子どもの医 療サポート事業	H16-	33,907	25,319	2,413	特別支援 学校に在籍 する医療的 ケアを必要 とする児童 生徒	医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師を配置し、医療的ケアを実施した。また、看護師との連携・協働による医療的ケアを実施するため、特別支援学校の教員を対象に、喀痰吸引等研修を実施した。	活動 指標	特別支援学校における 学校看護師の配置 数(人)	13	13	100%	看護師の配置により、必要な児童生徒 への医療的ケアが実施できた。また、認 定特定行為業務従事者認定証の交付 を受けた教員が、看護師と連携・協働し て医療的ケアの一部を実施したことで、 児童生徒への対応が充実した。	
				34,273	25,540	2,414					13	13	100%		
				35,043	26,251	2,399					13				
				100	98	98%									
		100		87	87%										
	特別支援教育課							成果 指標	医療的ケアの必要な 児童生徒の安全な学 校生活の確保(%)	100					
2	取組 項目 ii	特別支援学校キャリア 教育充実事業	H29-31				特別支援 学校の児 童生徒(卒 業した生徒 含む)・教 員	研究校を指定した小・中・高一貫したキャリア教育の充実に向けた実践研究の実施、職場体験・キャリア体験活動の実施、就労アドバンスセミナーの開催、キャリア検定の実施、職業教育アドバイザーの派遣、アフターフォローの充実、キャリア教育応援企業登録制度の実施に取り組んだ。	活動 指標	知的障害特別支援学 校高等部生徒のキャ リア検定受検率(%)				職場体験・キャリア体験活動をととし て、生徒の仕事に対する意識を高めた り、働くことの喜びを味わわせること ができた。また、キャリア検定や就労アド バンスセミナーなどの実施により、生徒 の働く意欲や主体性などを高めたこと で、就職率の向上を図ることができた。	○
				2,156	2,156	4,023					40	40	100%		
				3,281	3,281	3,198					43				
				90以上を維持	93	100%									
		90以上を維持													
	特別支援教育課							成果 指標	県立特別支援学校高 等部・専攻科で就職 を希望する生徒の就 職率(%)						

3		教育支援ネットワーク事業	(H29 終了) H19-29	1,915	1,915	804	発達障害等のある幼児児童生徒、保護者、保育士、教員等	発達障害等のある幼児児童生徒に対する適切な支援のための電話・来所相談、巡回教育相談等を行った。	活動指標	対応した幼児児童生徒数(人)	数値目標なし	131	—	発達障害等のある幼児児童生徒とその保護者が、家庭、学校、地域社会において安定した生活を送るための基盤づくりになった。しかし、医療や福祉分野との連携の必要性の高まりなど、教育分野のみの対応では難しいケースも増加してきたため、H29年度末をもって本事業を終了し、H30年度から新たな支援体制による教育相談へ移行した。	
		1,914		1,914	805					数値目標なし	127	—			
		特別支援教育課							成果指標	公立の幼・小・中・高等学校における個別的教育支援計画の作成率(%)	84	83	98%		
4	取組項目 iii	高等学校における特別支援教育支援員活用事業	H27-	13,317	13,317	804	特別支援教育支援員を配置している高校の生徒・教員等	必要とする高等学校に特別支援教育支援員を配置し、特別な教育的支援が必要な生徒のニーズに応じた学習活動や学校生活上の支援及び安全面の見守り等を、教職員と連携して実施した。	活動指標	特別な支援が必要な生徒に関する校内委員会の開催(回)	10	8.8	88%	特別支援教育支援員による学習支援や生活支援、安全面での見守り等を行うことで、特別な支援が必要な生徒の学習意欲が高まったり、周囲の仲間とコミュニケーションが取れるようになり、将来の自立と社会参加が促進された。また、生徒に関する情報交換が校内委員会だけでなく、日常的に行われるようになり、より生徒の情報を共通理解する環境ができた。	
		13,023		13,023	805					20	15	75%			
		特別支援教育課		13,880	13,880	800			成果指標	全生徒に対する学校生活の充実度に関するアンケート(%)	80	82	102%		
5		特別支援教育総合推進事業費	(H29 終了) H22-29	2,885	0	2,413	高等学校	研究指定校(佐世保中央高等学校)において、自立活動を取り入れた特別な教育課程の編成及び地域の関係機関と連携した取り組みに関する研究を実施した。	活動指標	特別な支援が必要な生徒に関する情報交換会の開催(回)	10	14	140%	発達障害等のある生徒の対人関係の改善や学習意欲の向上などの成果がみられるとともに、教職員の「特別支援教育」に対する理解が高まった。また、生徒に関する情報交換会に加え、職員朝会や学年会など様々な会でも情報交換を行うようにした結果、全職員が同じ方向性で支援できる体制が整った。	
		391		0	1,609					14	11	78%			
		特別支援教育課							成果指標	教職員の特別支援教育に対する理解度(%)	85	100	117%		
6		発達障害児等能力開発・教育支援推進事業	H28-30	3,205	2,137	7,238	小・中・高等学校、市町教育委員会	教育支援チーム等を活用した早期からの教育相談・支援体制の整備、特別支援教育推進実践研究校の指定、発達障害児等教育支援連絡協議会の開催、高等学校特別支援教育充実委員会の設置、長崎大学と連携した能力開発ワークショップの開催、外部専門家を活用したセンター的機能の強化と学校全体の専門性の向上を図った。	活動指標	発達障害等のある児童生徒の支援体制整備についての研修会の実施市町(市町)	4	2	50%	発達障害等のある児童生徒が在籍している全ての学校において、校内支援委員会が設置、コーディネーターの指名が行われており、発達障害等のある児童生徒を取り巻く支援体制の整備が促進された。個別的教育支援計画の作成・活用を含めた計画的・組織的な支援ができる体制が整いつつある。	○
		2,993		2,166	4,828					10	4	40%			
		特別支援教育課		4,167	3,114	3,998			成果指標	発達障害等のある児童生徒の支援体制が整備された学校の割合(%)	30	68	226%		
7	取組項目 iv	発達教育指導費	—	1,668	1,668	2,413	保育士、幼・小・中・高等学校の教員等、発達障害等のある幼児児童生徒	教職員の専門性向上のため、就学相談員等養成研修会や特別支援教育スキルアップ研修会を実施した。また、発達障害等のある子どもの教育の充実のため、希望する幼稚園、保育所、小・中・高等学校へ特別支援学校職員を派遣した。	活動指標	特別支援学校の相談・支援活動実績(件)	5,900	5,762	97%	研修会や相談支援活動により、教職員等の専門性が向上したことで、子どもの障害の程度を的確に把握するとともに、保護者と十分な相談を行い、障害や就学についての理解を深められた。	
		2,274		2,274	2,414					5,900	5,399	91%			
		特別支援教育課		3,688	3,688	2,399			成果指標	研修会受講者の研修内容理解度(%)	90	99.5	110%		
													</		

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i) 特別支援学校の適正配置及び障害の重度・重複化を踏まえた対応		
・平成27年度に策定した「第3次実施計画」では、障害種ごとの適正配置に努め、平成28年4月に県南地区における肢体不自由教育充実のため長崎特別支援学校に高等部を設置した。また、平成29年度には東彼杵地区における知的障害教育の充実のため川棚特別支援学校に高等部を設置し、さらに平成30年度には県央における病弱教育の充実のため大村特別支援学校西大村分教室(小・中学部)を設置した。一方、障害種によっては、児童生徒が減少する学校もあるため廃止や統合が必要であり、平成30年度には諫早特別支援学校みさかえ分教室を廃止し、訪問教育への移行を行ったところである。 ・障害の重度・重複化が進み、一人で複数の医療的ケアを必要とする児童生徒が増え、看護師が対応する医療的ケアの回数も増加していることなどから、より安全・安心な教育環境の整備を図るため、看護師の更なる配置や医療的ケアの一部(特定行為)を行える教員の養成が必要である。		
ii) 特別支援学校キャリア検定※の実施等、自立や社会参加を目指したキャリア教育等の充実		
・キャリアサポートスタッフによる職場開拓や、職業的自立に向けた実践研究を行ってきたことにより、特別支援学校高等部卒業生の就職率は向上している。しかし、正規雇用の割合が低かったり、卒業後の定着期において離職する生徒がいることが課題であり、障害のある子どもの就労に対する企業への理解・啓発や、丁寧なアフターフォローなどが必要である。また、キャリア検定については、各生徒の清掃のスキルが高まっただけではなく、学校生活や進路先でもこの経験を生かしたいと思ったり、自分の進路実現に向けた目標や意欲を持つ生徒が増え、生徒のキャリア発達を促すことにつながっている。しかし、キャリア検定の参加対象校が本土地区の学校に限られるため、しま地区の学校が参加できる運営体制の検討が必要となる。また、障害者技能競技大会(アビリンピック)との連動性を図るのか、あるいはすみ分けを図るのか、それぞれの目的やねらいなどを整理しながら検討することが必要である。 ※特別支援学校キャリア検定・・・生徒の進路実現に向けて、必要な知識・技能・態度及び習慣を養うことを目的に各都道府県独自の認定資格を取得するための検定。現在は、清掃4種目による検定を実施。		
iii) 乳幼児期から高校卒業までの継続的な支援体制の整備		
・ネットワーキング事業による訪問支援等により、相談を行った事例については必ず個別の教育支援計画を作成するよう依頼元である学校に働きかけてきたことにより、作成率の向上が図られている。しかし、相談内容は保護者に対する障害の理解や二次障害を発症した児童生徒の指導など、困難なケースが増加しているため、今後は専門性の高い相談機関と連携した新たな支援体制による教育相談を実施する。 ・新学習指導要領では、特別支援学級・通級指導教室の児童生徒について個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成が義務付けられ、確実な引継ぎにより継続した指導を行う体制づくりが求められている。これを機会ととらえ、通常の学級に在籍する児童生徒も含め必要な児童生徒にはすべて個別の教育支援計画等を作成し、確実な引継ぎと一貫した指導・支援を行うよう指導を行うことが必要である。 ・高等学校においては、先行的に通級による指導の研究を行いその成果を発信したり、特別支援教育支援員を配置したことで、高等学校教員の特別支援教育に関する意識は向上してきている。しかし、特別支援教育の視点を生かした指導については、まだ十分とはいえないため、継続して研修の機会を設け、周知及び理解を深めていく必要がある。		
iv) 各種研修の実施及び相談支援体制の充実等、特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上		
・教育センターと連携し、特別支援学級担任や通級指導教室担当者の専門性を高めるための研修を行っているが、特別支援学級担任や通級指導教室担当者の経験年数は4年程度であり、0～1年の教諭も数多くいるため、今後も継続した研修の実施が必要不可欠である。 ・発達障害のある幼児児童生徒への教育的支援のあり方等についてのスキルアップ研修会を県内7会場で実施しているが、参加者の理解度は高く、課題であった高等学校教員の受講率も高まってきている。しかし、毎年同じ教員等が参加している状況も見受けられ、また、基礎から学びたいという声もあがっており、研修の見直しが必要である。 ・高等学校においては、平成30年度から「通級による指導」が始まったが、他校種に比べると、特別支援教育に関する理解度が低いため、特別支援教育の更なる推進が必要である。		

4. 30年度見直し内容及び31年度実施に向けた方向性

事業番号	取組項目	事務事業名	30年度事業の実施にあたり見直した内容 (H30の新たな取組は「H30新規」等と記載、見直しがない場合は「－」と記載)	31年度事業の実施に向けた方向性		
				事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
1	取組項目 i	障害のある子どもの医療サポート事業	看護師が安心して医療的ケアを行うことができるよう、30年度から、損害賠償保険に加入することとした。	－	医療的ケアの必要な重度・重複障害の児童生徒が在籍している特別支援学校において、対象児童生徒が安全・安心な学校生活を送り、教育活動に参加するために、医療面のサポートが必要であることから、31年度についても引き続き本事業を実施する。また、看護師が対応する医療的ケアの回数等も増加しており、より安全で安心できる教育環境整備に努める必要があることから、医療的ケアの一部(特定行為)を行える教員の養成を継続するとともに、看護師と教員の連携・協力を図り、児童生徒の安全確保に努めていく。	現状維持
2	取組項目 ii	特別支援学校キャリア教育充実事業	しま地区における出張検定を試行的に実施する。	②	31年度も引き続き本事業を実施することとし、キャリア検定については、しま地区における出張検定の試行実施をふまえ、参加校を広げていくとともに、検定内容の充実を図る。また、指定校での研究を進め、研修会などをとおして教員の専門性を高めるなど、小・中・高等部の一貫したキャリア教育の推進を図る。さらに、卒業後の定着期におけるアフターフォローを引き続き実施するとともに、キャリア教育応援企業制度については、登録企業数を増やすことができるように、関係機関と連携して本制度の理解・啓発を進める。	改善

4	取組項目 iii	高等学校における特別支援教育支援員活用事業	29年度中に全高等学校へ実態把握調査を行い、その結果をもとに現地調査を行い、30年度配置校を決定した。また、支援員の採用基準や勤務体系・給与体系を見直し、支援員の増員を行った。	—	インクルーシブ教育システム構築が進展する中、発達障害だけでなく、弱視や難聴、肢体不自由の障害がある生徒など、特別な教育的支援が必要な生徒への教育的環境整備や合理的配慮の提供が求められ、学習指導や学校生活上の支援、安全面の見守り等を行うことは必須であることから、31年度も同様に支援員を配置し、教職員と連携して、高等学校における特別支援教育の充実を図っていく。	現状維持
6		発達障害児等能力開発・教育支援推進事業	新学習指導要領が公示され、特別支援学級・通級指導教室の児童生徒について個別的教育支援計画の作成が義務付けられたこともあり、個別的教育支援計画の活用や引継ぎ等を含めた特別支援教育を推進する体制強化のため、小・中学校の管理職員を対象とした研修会を開催することとした。	②	本事業は30年度末をもって終期を迎えるが、28年度から取り組んできた「発達障害を含む特別な配慮が必要な子どもへの早期からの適切な支援体制の構築に向けた実践的な研究」に係る研究成果を広く発信し、小・中学校及び義務教育学校における特別支援教育の更なる充実を図るとともに、個別的教育支援計画の引継ぎを含め切れ目ない支援体制の構築に継続して取り組んでいく。また、高等学校における特別支援教育の充実のため、管理職員を含めた高等学校教員向けの研修会を開催する。	改善
7	取組項目 iv	発達教育指導費	これまで開催してきた「特別支援教育スキルアップ研修会」を30年度からは「発達障害等教育支援研修会(基礎)」とし、より幅広い教職員に向けて研修を行っていくこととした。	—	小・中学校において、特別支援学級や通級指導教室の設置数が大幅に増加し、特別支援教育の経験が浅い教員が増えていることや、高等学校においては、特別支援教育に関する教職員等の理解度が他校種に比べて低いことから、31年度においても本事業を実施することとし、教職員の専門性向上を図っていく。	現状維持

注：「2. 29年度取組実績」に記載している事業のうち、H29年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点